



連携団体

提案都道府県、市区町村：三重県、1,740,933人（R4.12.1時点）、5,774km²
 連携する市区町村：津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、度会町、南伊勢町
 圏域合計：937,416人（R4.12.1時点）、3,150km²

(1) 取組の背景、経緯

参加団体が属する三重県北勢圏域、中勢伊賀圏域及び南勢志摩圏域は要介護（要支援）認定者数が最も多い圏域である。これらの圏域では2040年に向けて認定者数の増加が見込まれ、持続可能な介護サービス構築が課題となっている。令和3年度多様な広域連携促進事業では、要介護等認定業務の現状の業務フローや改善のための施策の方向性や、「要介護者等の画像・センサデータ」を取得している他、関係者との協力関係を構築している。

(2) 取組の内容

① 改善施策の現場導入（実証）

- ・ 令和3年度取組実績の業務データを活用し、定量（業務量・推定削減効果）と定性（職員の希望）双方の観点から、取組箇所を選定。
- ・ 取組箇所の問題事象・原因を深堀し、適切な改善施策（「介護認定審査会のオンライン化」「紙資料の電子化」「認定調査でのタブレット端末利用」）を選定。選定後は、実証団体との綿密な準備を経て現場実証・試用に着手。
- ・ 実証初期で生じた課題について早期に対策を実施。以降も、課題～対策～実証を繰り返し、その経過等は定期的に参加団体全体で共有。
- ・ 現状と施策導入前後の作業フローを比較し、改善効果をデータ・ファクトベースで明示。また、ツール導入のための具体的な改善策を提案。
- ・ 実証後は、参加団体だけでなく、認定審査会の審査委員、調査員といった関係先も含めた意見聴取を行い、本格導入に進めるための情報提供を実施。また、クラウドサービスを利用する上での課題（個人情報関連規定、オンライン結合）についても参加団体全体で共有。

② 要介護者等の画像・センサデータ利活用の検討

- ・ 令和3年度事業にて取得した「画像・センサデータ」について、参加団体に周知・説明。データ閲覧可能な環境を一定期間提供した上で、活用方法について意見を聴取。
- ・ 参加団体を通じて、認定調査員、介護認定審査会審査委員にも同様に、データの活用方法について意見を聴取。
- ・ 第1群・第2群の認定調査については、事務局、認定調査員、審査委員いずれも、「画像・センサデータが活用できる」という見解でおおよそ一致。
- ・ 第3群・主治医意見書の作成については、「活用できる」「活用できない」と回答が分かれる結果となった。被保険者に対する聞き取りや問診など、直接の意思疎通が必要な事項についてはデータ活用に懸念があることが分かった。

(3) 取組の特徴・ポイント

① 改善施策の現場導入（実証）

- ・ 業務を構成する各作業（時間・件数・紙の多寡・経費など）を詳細に洗い出し、データ・ファクトベースでの改善施策導入・実装を行うことでEBPMの実施に繋がる。
- ・ 「介護認定審査会のオンライン化」は、自治体のみならず審査委員にとっても利点が大きく、また会議の安定開催を通じて介護サービスの維持に広く寄与できる。

② 要介護者等の画像・センサデータ利活用の検討

- ・ 現行の認定調査は被保険者や介助者から聞き取った主観的情報から判定しているが、一部の調査項目は画像・センサデータによる動画記録や頻度分析といった客観的なデータによって、より実情に即した判定に繋がる可能性がある。データからの判定が可能となれば、調査員の業務負担の軽減につながる。

(4) 今後の展開

① 改善施策の現場導入（実証）

- ・ 「紙資料の電子化」では、紙と電子の両立を望む意見が多かった。一気呵成の電子化ではなく併用しつつ中長期で取り組むことが重要と考える。
- ・ 「認定調査でのタブレット端末利用」は、調査員の直行直帰の導入など業務フローや働き方を見直すことで効果を最大化できる。就労制度は介護関連部署だけでは解決困難なため、組織内での連携と現行制度まで含めた業務見直しが必要と考える。
- ・ 現状各自治体ごとの判断となっている、個人情報扱いやオンライン結合について解釈が統一されることで、ツールの共同・広域利用に繋がると考える。個人情報保護法改正に伴う地方公共団体の個人情報保護制度の統一化をふまえ、改めて運用を検討する必要がある。

② 要介護者等の画像・センサデータ利活用の検討

- ・ データの利活用を推進するには、同様のデータを蓄積し判定の正確性を向上することが求められる。
- ・ 「食堂や洗面台付近で記録」「音声付きで記録」「壁から水平方向で記録」など、センサデータの種類を増加させることで、より広範な調査項目での活用に繋がると考える。